



令和8年度の納期限

①口座振替できる市税

固定資産税・都市計画税		市県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	軽自動車税	納期限 (振替日)
全期一括／4期別	毎月納付			
全期一括／第1期	4月期			令和8年4月30日
	5月期		全期	令和8年6月1日
	6月期	全期一括／第1期		令和8年6月30日
第2期	7月期			令和8年7月31日
	8月期	第2期		令和8年8月31日
	9月期			令和8年9月30日
	10月期	第3期		令和8年11月2日
	11月期			令和8年11月30日
第3期	12月期			令和8年12月28日
	1月期	第4期		令和9年2月1日
第4期	2月期			令和9年3月1日
	3月期			令和9年3月31日

口座振替の場合、振替日は各期別の納期限の日となります(全期一括振替は第1期の納期限の日)。

②口座振替できない市税


市税	納期限 ※
市県民税・森林環境税(特別徴収)	徴収した月(令和8年6月～令和9年5月)の翌月10日
法人市民税	中間(予定)申告 : 事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内 確定申告 : 原則、事業年度終了の日の翌日から2か月以内
市たばこ税	売り渡した月の翌月末日
入湯税	徴収した月の翌月15日
鉱産税	掘採した月の翌月末日
事業所税	法人 : 事業年度終了の日から2か月以内 個人 : 算定期間(1月～12月)の翌年の3月15日

※ その日が土日・祝日等にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

市税の納付方法・場所


(1) 納付書で納める場合

○市役所の窓口
新潟市役所納税課、各区役所、各出張所、各連絡所

○金融機関の窓口
・eLマーク  が印刷されている納付書
全国の金融機関(eL-QR対応金融機関)の窓口で納付できます。



※eL-QR対応金融機関一覧はこちら

・eLマーク  が印刷されていない納付書
新潟市税の取扱金融機関の窓口で納付できます。





※本市取扱金融機関一覧はこちら

○コンビニエンスストア
コンビニバーコードが印刷されている納付書で納付できます。

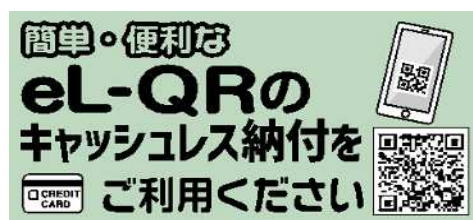
コンビニエンスストア一覧

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ローソンストア100、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、ミニストップ、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、ハマナスクラブ、タイエー、ハセガワストア、MMK設置店

○ペイジー(インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM)
ペイジーマーク  が印刷されている納付書が利用できます。
ただし、ペイジー納付の取扱いは金融機関により異なりますので、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

○地方税お支払サイト(※)を利用するキャッシュレス決済
eLマーク  が印刷されている納付書が利用できます。
納付書に印刷されたeL-QR(地方税統一QRコード)を読み取ることで、次のキャッシュレスの納付方法が利用できます。

- ・PayPayやd払い等の様々なスマホ決済アプリ
- ・クレジットカード決済
- ・インターネットバンキング
- ・ATM



※「地方税お支払サイト」の名称は令和8年9月から「eLお支払サイト」に変更となります。

○コンビニバーコードを利用するスマホ決済
スマホ決済アプリのうちPayPayに限り、コンビニ用バーコードを読み取ることで納付できます。

(2) eLTAXで納める方法(共通納税)

地方税共同機構が提供するPCdesk(ピーシーデスク)(Web版とダウンロード版あり)を利用し、パソコンから必要事項を入力することで、電子申告(電子届出)と電子納税(共通納税)を一連の操作で手続きすることができます。

利用できる市税

市県民税・森林環境税(特別徴収)、法人市民税、事業所税、市たばこ税、鉱産税、入湯税



※eLTAXポータルサイトはこちら

(3) 口座振替で納める場合

口座振替は、ご指定いただいた金融機関口座から自動的に市税を振替えて納付する方法です。

一度申込みすれば原則、翌年度以降も継続されます。

口座振替できる市税	固定資産税・都市計画税、市県民税・森林環境税(普通徴収)、軽自動車税		
利用できる人	新潟市税の取扱金融機関に預貯金口座がある納税義務者 口座名義は、原則、納税義務者本人に限ります(固定資産が共有資産の場合の共有者は可)。		
預貯金の種類	普通預金、当座預金、通常郵便貯金、納税準備預金		
振替方法と振替日	<ul style="list-style-type: none"> ・期別振替…各期別の税額を各納期限の日に振替えます。 ・全期一括振替…年税額を一括して第1期の納期限の日に振替えます。 ・毎月納付(固定資産税に限る)…年税額を4月から翌年3月までで12分割した税額を各納期限の日に振替えます。 ※振替方法は申込時に選択しますが、変更する場合は改めて申込みが必要となります		
振替結果の確認	預貯金通帳を記帳して確認してください。以下は通帳の表記例です。		
	市 税	漢字の場合	カタカナの場合
	固定資産税・都市計画税	新潟市固都税	ニイガタシコトゼイ
	市県民税・森林環境税 (普通徴収)	新潟市市民税	ニイガタシミンゼイ
	軽自動車税	新潟市軽自税	ニイガタシケイジゼイ
振替できなかった場合 (4期別・毎月)	振替日の約10日後に督促状を兼ねた納付書を送付しますので、その納付書で納付してください。		
振替できなかった場合 (全期一括)	振替日の約10日後に、第1期の督促状を兼ねた納付書を送付しますので、その納付書で納付してください。第2期以降は当該年度に限り期別振替となります。		

市税の納付

市税の納付

- ◇ 第2期以降から課税される場合は、期別振替となります。
- ◇ 随時課税、納期変更及び納期限を経過した場合、口座振替はできません。
- ◇ 新規に課税される場合は、納税通知書がお手元に届いてからの申込みとなります。

① 申込方法

所定の申込書を提出、またはWebサイトから申込みください。
口座振替が利用できる金融機関は新潟市税の取扱金融機関に限ります。

方法	申込書の設置窓口	提出先
金融機関の窓口で 申込み	新潟市税の取扱金融機関の 市内の店舗	指定口座の金融機関の市内の 店舗
郵送で申込み	納税課、区役所、出張所、 連絡所	郵送又は設置窓口
Webで申込み (個人のみ対象)	新潟市ホームページから所定の外部サイトへ遷移し必要事項を入力。 詳しくは、 新潟市 web口座振替 で検索、またはこちらから	



取扱金融機関一覧(★印はWeb申込ができる金融機関)

第四北越銀行★	北陸銀行★	新潟県信用組合★	新潟県信用農業協同組合連合会★
大光銀行★	きらやか銀行★	興栄信用組合★	新潟かがやき農業協同組合★
みずほ銀行	新潟信用金庫★	はばたき信用組合★	新潟市農業協同組合★
三菱UFJ銀行	三条信用金庫★	協栄信用組合★	東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店
三井住友銀行	新発田信用金庫★	巻信用組合★	ゆうちょ銀行(郵便局)★
秋田銀行★	加茂信用金庫★	新潟県労働金庫★	
東邦銀行★			

申込みに必要なもの

納税通知書、納税義務者の通帳及び通帳の届出印
次の金融機関は、窓口申込みの場合、キャッシュカード(暗証番号も必要)があれば、届出印がなくても申込みできます。
【 第四北越銀行、みずほ銀行、北陸銀行】

Web申込みに必要なもの

納税通知書、納税義務者の通帳(届出印は不要)、キャッシュカードの暗証番号

② 申込期限

申込時期により口座振替の開始時期が異なります。また、申込方法により申込期限が異なります。

◆固定資産税・都市計画税の申込期限

開始期別	金融機関窓口／Web申込	郵送(消印有効)
全期一括／第1期／ 4月期(毎月納付)	1月末日まで	1月10日まで
第2期／7月期(毎月納付)	5月末日まで	5月10日まで
第3期	11月末日まで	11月10日まで
第4期	1月末日まで	1月10日まで

◆市・県民税・森林環境税(普通徴収)

開始期別	金融機関窓口／Web申込	郵送(消印有効)
全期一括／第1期	4月末日まで	4月10日まで
第2期	7月末日まで	7月10日まで
第3期	9月末日まで	9月10日まで
第4期	12月末日まで	12月10日まで

◆軽自動車税

開始期別	金融機関窓口／Web申込	郵送(消印有効)
全期	3月末日まで	3月10日まで

※金融機関での申込みは、申込期限が土日・祝日の場合、その前の平日までとなります。

③ 申込内容の確認

新潟市と金融機関とで申込内容を確認し承認した後、初回振替日の2週間前までに「口座振替の手続き完了のお知らせ」を発送します。全期一括振替や翌年度分からの申込みの場合は、翌年度発送する納税通知書で口座振替となったことを確認してください。

④ 振替口座・振替方法の変更、口座振替の廃止手続き

◇振替口座・振替方法の変更

電話や口頭では変更できません。新規の申込みをお願いします。

◇口座振替の廃止

「新潟市市税預金口座振替廃止届」により納税課又は金融機関窓口へ届け出てください。また、Webからの届出もできます。

市税	廃止期別	届出期限
固定資産税・都市計画税(4期)	第1期から(全期一括含む)	1月末日まで
	第2期から	5月末日まで
	第3期から	11月末日まで
	第4期から	翌年1月末日まで
固定資産税・都市計画税(毎月納付)	翌年度からのみ廃止できます	翌年1月末日まで
市県民税・森林環境税(普通徴収)	第1期から(全期一括含む)	4月末まで
	第2期から	7月末日まで
	第3期から	9月末日まで
	第4期から	12月末日まで
軽自動車税	翌年度からのみ廃止できます	3月末まで

納税が困難なときは

(1) 減免

次のような特別な事情がある場合には、納める税額を減額する制度があります。納期限までに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

税目	主な要件	お問い合わせ
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている場合 失業などにより生活が著しく困難になった場合 災害による被害を受けた場合 	市民税課
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 災害による被害を受けた場合 公益のために使用する場合 	資産税課、 資産税第1・2分室
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 社会福祉法人等が公益のために使用する場合 障がい者又はその家族が障がい者のために使用する場合 身体障がい者のために車両の構造を変更している場合 	市民税課

(2) 納税の猶予制度について

次のような特別な事情により、市税を一時的に納めることが困難な場合は、税額を分割して納められる納税の猶予が申請により認められる場合があります。詳しくは、納税課までお問い合わせください。

猶予制度	主な要件	猶予の期間
徴収の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の財産が災害や、盗難にあったとき ・納税者又はその生計を一にする親族などが病気や負傷したとき ・事業を廃止、休止したときや、著しい損失を受けたとき ・本来の納期限から1年以上経過した後、納付すべき税額が確定したとき 	原則として 1年以内
換価の猶予	・事業継続や、生活維持を困難にするおそれがあるとき	

市税を滞納すると

定められた納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になると、延滞金の加算や滞納処分の対象となります。

市税の納付

市税の納付

(1) 延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日まで加算され、滞納となった税額とあわせて納めていただくことになります。ただし、延滞金は、各期別の税額が2,000円未満の場合は加算されません。(税額は1,000円未満を切り捨てて計算します。)又、計算した結果、延滞金の額が1,000円未満となった場合も延滞金は加算されません。(算出した延滞金の額の100円未満は切り捨てます。)

〈延滞金割合の推移表〉

期 間	納期限の翌日から1か月間	納期限1か月経過後
平成11年12月31日まで	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1%	年14.6%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4%	年14.6%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7%	年14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3%	年14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	年2.4%	年8.7%
令和8年1月1日から	年2.8%	年9.1%

(2) 滞納処分について

市税が滞納となった場合、督促状を発送し、文書や電話による催告を行い納税を促します。それでもなお納税されないと、税負担の公平・公正を確保するために財産について調査を行い、差押えなどの処分を行うことになります。

市税を納め過ぎたとき

納め過ぎとなった税金はお返しします。
お返しするまでには、納付状況や還付口座等の確認のため日数がかかります。